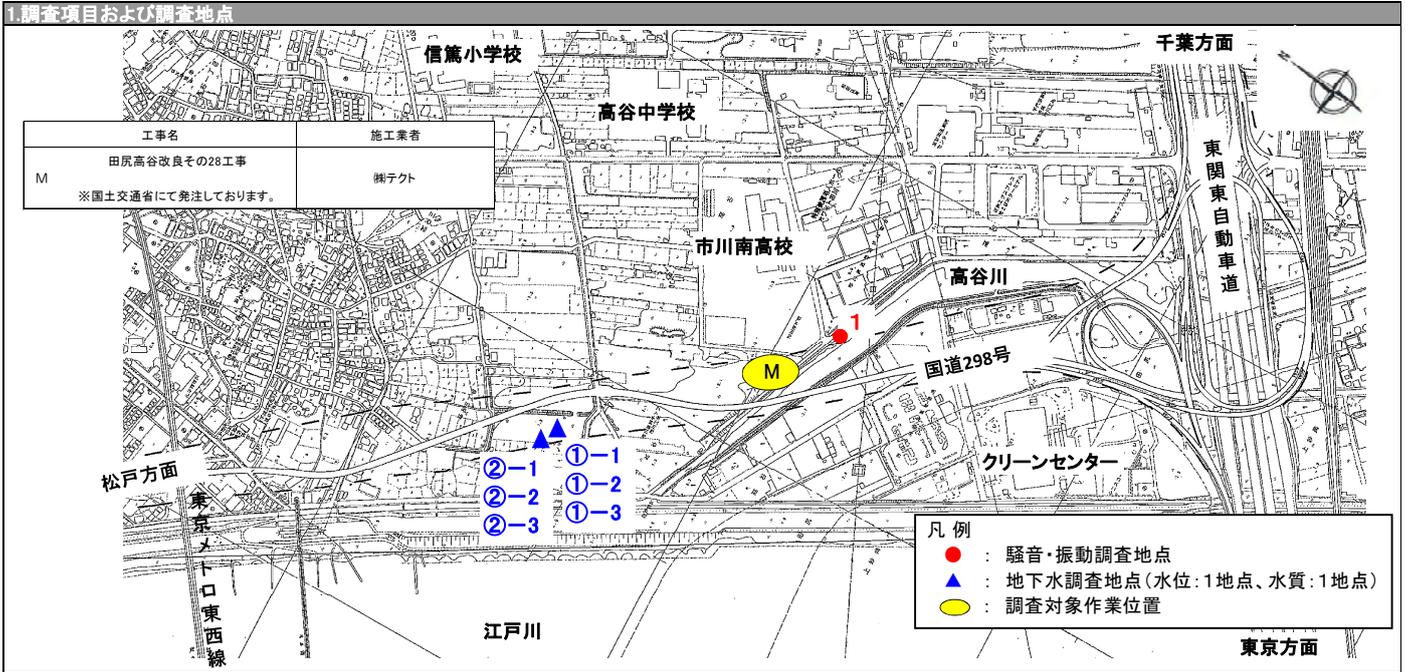


# 高谷地区の2月の調査結果のお知らせ

平素は、国土交通省・東日本高速道路株式の外環事業にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。  
 国土交通省首都圏道路事務所及び東日本高速道路株式会社千葉工事事務所では地域の生活環境の保全に努めつつ外環事業に取り組むために、騒音・振動等についての調査を毎月実施しております。  
 そのうち、2月に実施しました調査結果についてお知らせ致します。

■連絡先 : 東日本高速道路株式  
 千葉工事事務所 技術課  
 TEL : 043-350-3342



### 2.騒音・振動調査結果

騒音レベル $L_{A5}$ および振動レベル $L_{10}$ を下の表に示します。  
 ○法律による規制基準を満足しています。

調査地点	付近の工事内容	騒音レベル $L_{A5}$ (dB)	振動レベル $L_{10}$ (dB)	調査日
1	田尻高谷改良その28工事	59	40	2月19日 昼間(8時~17時)
<b>法律による規制基準</b>		特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 85	特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準 75	

**解説**

- 騒音レベル $L_{A5}$   
 騒音の大きさを騒音レベルといい、dB(デシベル)という単位で表します。騒音レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から5%目の値を $L_{A5}$ と表します。これは、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に示された規制基準と比較する値です。
- 振動レベル $L_{10}$   
 騒音と同様に、振動レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から10%目の値を $L_{10}$ と表します。これは、「振動規制法施行規則」に示された規制基準と比較する値です。

### 3.地下水調査結果(採水日:2月16日)

地下水質調査結果を下の表に示します。  
 毎月調査している項目として、pHおよび六価クロムがあります。  
 ○pHおよび六価クロムに異常はありません。

調査地点	①			②		
	①-1	①-2	①-3	②-1	②-2	②-3
pH	-	-	-	7.4	7.3	7.8
六価クロム(mg/L)	-	-	-	0.005未満	0.005未満	0.005未満

※調査地点①-1、①-2、①-3は工事に伴い観測井戸を閉塞したため、②-1、②-2、②-3にて調査を開始しました。

**解説**

- pH(水素イオン濃度)  
 地盤改良等に使用するセメント系固化工剤は強アルカリ性を示すため、地下水中にセメントが混入した場合、pHがアルカリ性に傾くおそれがあることから測定を行っております。pHについては地下水における環境基準は定められていません。なお、pH=7程度が中性であることを表しております。
- 六価クロム  
 地盤改良等に使用するセメント系固化工剤は、条件によっては地下水に六価クロムとして溶出するおそれがあることから測定を行っております。六価クロムの地下水における環境基準は0.05mg/リットル以下とされています。また、「0.005未満」とは、六価クロムを定量できる最も小さい値を下回っていることをいいます。

### 4.地下水位調査結果

地下水位の調査結果を下の表に示します。  
 ○工事による地下水位への影響はありません。

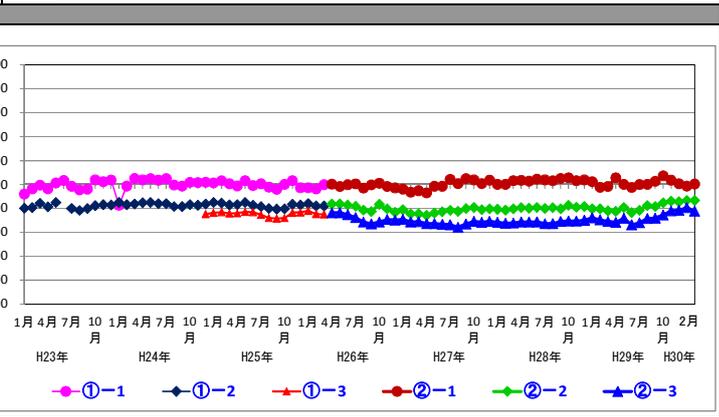
単位: T.P.m

調査地点	①			②		
	①-1	①-2	①-3	②-1	②-2	②-3
H29 12月	-	-	-	0.07	-1.45	-2.15
H30 1月	-	-	-	-0.13	-1.31	-1.92
H30 2月	-	-	-	0.05	-1.32	-2.22

※調査地点①-1、①-2、①-3は工事に伴い観測井戸を閉塞したため、②-1、②-2、②-3にて調査を開始しました。

**解説**

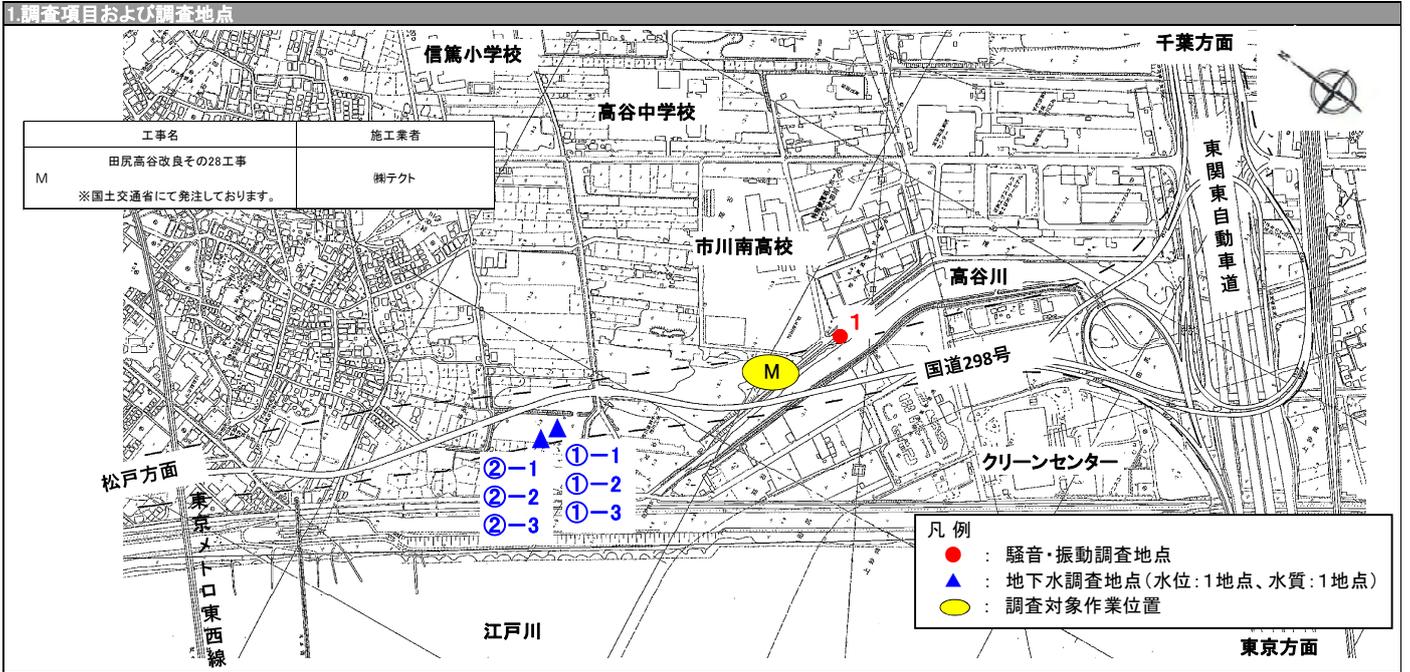
- T.P.m  
 東京湾の海面の平均高さを0として、標高を表す時に用いる単位です。



# 高谷地区の3月の調査結果のお知らせ

平素は、国土交通省・東日本高速道路株式の外環事業にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。  
 国土交通省首都圏道路事務所及び東日本高速道路株式千葉工事事務所では地域の生活環境の保全に努めつつ外環事業に取り組むために、騒音・振動等についての調査を毎月実施しております。  
 そのうち、3月に実施しました調査結果についてお知らせ致します。

■連絡先 : 東日本高速道路株式  
 千葉工事事務所 技術課  
 TEL : 043-350-3342



### 2.騒音・振動調査結果

騒音レベル $L_{A5}$ および振動レベル $L_{10}$ を下の表に示します。  
 ○法律による規制基準を満足しています。

調査地点	付近の工事内容	騒音レベル $L_{A5}$ (dB)	振動レベル $L_{10}$ (dB)	調査日
1	田尻高谷改良その28工事	59	40	3月14日 昼間(8時~17時)
<b>法律による規制基準</b>		特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 85	特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準 75	

**解説**

- 騒音レベル $L_{A5}$   
 騒音の大きさを騒音レベルといい、dB(デシベル)という単位で表します。騒音レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から5%目の値を $L_{A5}$ と表します。これは、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に示された規制基準と比較する値です。
- 振動レベル $L_{10}$   
 騒音と同様に、振動レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から10%目の値を $L_{10}$ と表します。これは、「振動規制法施行規則」に示された規制基準と比較する値です。

### 3.地下水調査結果(採水日:3月14日)

地下水質調査結果を下の表に示します。  
 毎月調査している項目として、pHおよび六価クロムがあります。  
 ○pHおよび六価クロムに異常はありません。

調査地点	①			②		
	①-1	①-2	①-3	②-1	②-2	②-3
pH	-	-	-	7.9	7.5	8.1
六価クロム(mg/L)	-	-	-	0.005未満	0.005未満	0.005未満

※調査地点①-1、①-2、①-3は工事に伴い観測井戸を閉塞したため、②-1、②-2、②-3にて調査を開始しました。

**解説**

- pH(水素イオン濃度)  
 地盤改良等に使用するセメント系固化工剤は強アルカリ性を示すため、地下水中にセメントが混入した場合、pHがアルカリ性に傾くおそれがあることから測定を行っております。pHについては地下水における環境基準は定められていません。なお、pH=7程度が中性であることを表しております。
- 六価クロム  
 地盤改良等に使用するセメント系固化工剤は、条件によっては地下水に六価クロムとして溶出するおそれがあることから測定を行っております。六価クロムの地下水における環境基準は0.05mg/リットル以下とされています。また、「0.005未満」とは、六価クロムを定量できる最も小さい値を下回っていることをいいます。

### 4.地下水位調査結果

地下水位の調査結果を下の表に示します。  
 ○工事による地下水位への影響はありません。

単位: T.P.m

調査地点	①			②		
	①-1	①-2	①-3	②-1	②-2	②-3
H30	1月	-	-	-0.13	-1.31	-1.92
	2月	-	-	0.05	-1.32	-2.22
	3月	-	-	0.42	-1.69	-2.34

※調査地点①-1、①-2、①-3は工事に伴い観測井戸を閉塞したため、②-1、②-2、②-3にて調査を開始しました。

**解説**

- T.P.m  
 東京湾の海面の平均高さを0として、標高を表す時に用いる単位です。

